

## 資料編

## 資料編 1 千代田区地球温暖化対策条例

「千代田区は日本の経済の中心、だけど比較的緑が多くて、産業と自然の調和がとれた、過ごしやすい区だよ。」

「今よりもっと千代田区を緑でいっぱいにして『緑の区、千代田』と呼ばれるようにしたいね。」

「そうだね。経済だけでなく環境対策でも中心地となる千代田区になったらいいな。」

「環境問題といってもいろいろあるよね。」

「うん、なかでも今は地球温暖化が深刻になってきているよ。」

「そうか。地球温暖化か。地球温暖化は大きな気候変動をもたらし、大規模な自然災害の原因となって、生活や経済に大きな影響を与えるという問題があるよ。」

「ねえ、千代田区は、昼と夜の人口が大きく違うよね。」

「そう、住んでいる人よりも、仕事や勉強に来る人のほうが多いんだ。だから、区外から来る人にも地球温暖化防止を呼びかけなくてはならないよね。」

「千代田区で地球温暖化対策が進んでいけば、きっと他の地域にも、地球温暖化への意識が広がっていくよ。」

「千代田区を、地球温暖化対策で一步先を行く発信地にしていこう。」

「みなさん、地球の中の日本、日本の中の東京、東京の中の千代田区として地球温暖化防止への取り組みを進めましょう。」

「千代田区が動いて、周辺の地域に、全国に、環境への取り組みを働きかけていこう。」

「世界中にこの取り組みを伝え、次の世代の人々に美しい地球を残しましょう。」

区内の中学生より

地球温暖化による気候変動は、すでに異常気象などにより私たちの生活に影響をもたらしています。このまま放置すれば、砂漠化の進行や海面上昇などの直接的な影響のほか、食料不足、飲料水の枯渇、生態系の破壊など人類の生存基盤に一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。

このため2050年までには、地球温暖化の主原因である温室効果ガス排出量を世界全体で半分以上にする必要があるといわれています。

千代田区で排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。千代田区には、わが国を代表する大企業や官公庁などが多く存在していて、今後も活発な事業活動や都市の再整備が見込まれるため、このままだとそのエネルギー消費により二酸化炭素の排出は増え続けます。

千代田区は、経済と環境とが調和した二酸化炭素の排出が少ない社会をめざし、この美しい地球を良好な状態で、こどもたちやさらに未来の人々に引き継ぐため、この条例を制定します。

## 第1章 はじめに

### (目的)

第1条 この条例は、地球温暖化の防止に関し、次のことを定め、千代田区（以下「区」といいます。）にかかわるすべての人々が将来にわたり、より健康で快適な生活をおくれるようにするとともに、地球全体の環境保全に貢献することを目的とします。

- (1) 地球温暖化対策の基本となる考え方
  - (2) 区や区民、事業者の責務
  - (3) 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進
- (ことばの意味)

第2条 この条例で用いられることばの意味は、以下のとおりです。

- (1) 地球温暖化  
人々の活動に伴い発生する二酸化炭素などが増加することによって、地球全体の地表と大気の温度を上昇させる現象をいいます。
- (2) 地球温暖化対策  
人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量を減らすなど、地球温暖化の防止に役立つ方法をいいます。
- (3) 区民  
区内に住んでいる人や、区内の企業や学校などで働き学ぶ人、買い物などで一時的に区を訪れる人をいいます。
- (4) 事業者  
企業、官公庁（区を除きます。）その他の団体や個人事業主をいいます。
- (5) 京都議定書目標達成計画  
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成17年条約第1号）に基づき、政府が定めた計画をいいます。
- (6) 地球温暖化配慮行動  
省エネルギーや省資源の取組みなど、地球温暖化の防止に役立つ行動をいいます。
- (7) 環境マネジメントシステム  
「計画、実行、評価、見直し」の繰返しにより、環境により良い行動を継続的に行う仕組みをいいます。
- (8) 千代田エコシステム  
区にかかわるすべての人々が取り組みやすい環境マネジメントシステムをいいます。
- (9) 再生可能エネルギー  
太陽光や風力など、二酸化炭素の発生が少なく、繰り返し活用できるエネルギーをいいます。
- (10) 未利用エネルギー  
下水の熱や地中熱など、あまり利用されていないエネルギーをいいます。

(11) 公有施設

区をはじめとする官公庁など、公的機関が保有する施設をいいます。

(12) 低炭素型社会

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量が少なく、地球全体の環境保全に貢献する社会をいいます。

(13) エネルギー事業者

電気やガスなどのエネルギーを供給する事業者をいいます。

(基本となる考え方)

第3条 区は、次の考え方に基づいて地球温暖化対策（以下「温暖化対策」といいます。）に取り組みます。

- (1) 区民が健康で快適に暮らすためのより良い環境を保ち、こどもたちやさらに未来の人々へ引き継ぎます。
- (2) サービスの提供や都市の再整備などの事業活動と、より良い環境とがともに成り立つ社会をめざします。
- (3) 区や区民、事業者は、互いに知恵と力を出しあって、広く日常生活や事業活動のすべてにおいて温暖化対策に取り組みます。

(対策目標)

第4条 区は、次に定める目標を達成する社会をめざし、区民や事業者と協力しあって、温暖化対策に取り組みます。

(1) 短期目標

2012年までに、京都議定書目標達成計画に定められた業務部門や家庭部門の水準を達成します。

(2) 中期目標

2020年までに、区内の二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減します。

(区の責務)

第5条 区の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 温暖化対策に役立てるための計画や指針などを作成し、推進すること。
- (2) 区民や事業者に対し、区が実施する温暖化対策への参加協力を促すこと。
- (3) 区の事務や事業に関し、率先して温暖化対策に努めること。

(区民の責務)

第6条 区民の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 日常生活や区内でのいろいろな活動において、温暖化対策に努めること。
- (2) 区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 他の区民、事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第7条 事業者の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 事業活動を行うとき、温暖化対策に努めること。
- (2) 事業活動に関して、区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 事業活動に関して、区民や他の事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。

(公表)

第8条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を定期的に公表します。

2 区長は、具体的な温暖化対策の取組みや成果をその都度明らかにします。

#### 第2章 地球温暖化対策の取組み

(地域推進計画)

第9条 区長は、区全体の温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」といいます。）に基づく地域推進計画を定めます。

2 地域推進計画は、次の事項を定めます。

- (1) 温暖化対策に関する計画期間や目標
- (2) 温暖化対策に関する具体的な方法
- (3) その他、温暖化対策の推進に役立つ事項

3 区長は、地域推進計画を定めるときや変更するときは、区民や事業者の意見を反映するよう努めます。

4 区長は、地域推進計画を定めたときや変更したときは、速やかに公表します。

(区の実行計画)

第10条 区長は、区の事務や事業に関し、自ら率先して温暖化対策に取り組むため、温暖化対策推進法に基づく実行計画を定めます。

(国や東京都などとの連携)

第11条 区は、温暖化対策を推進するため、広域的な取組みについては、国や東京都、他の地方公共団体と連携するよう努めます。

2 区は、近隣の地方公共団体と連携して、温暖化対策を推進するよう努めます。

(環境にかかわる教育や学習)

第12条 区は、区民や事業者の地球温暖化配慮行動（以下「配慮行動」といいます。）を促すため、環境にかかわる教育を推進します。

2 区民や事業者は、環境にかかわる教育を行うとともに、学習に努め、配慮行動を実施するものとしします。

(環境マネジメントシステム)

第13条 事業者は、千代田エコシステムなど環境マネジメントシステムの導入に努めるものとしします。

2 区は、区民や事業者へ千代田エコシステムの普及を促します。

3 区民は、千代田エコシステムへの参加に努めるものとしします。

(建物に関するエネルギー対策)

第14条 区は、建物から排出される二酸化炭素の削減を図るため、次のエネルギー対策（以下「建物のエネルギー対策」といいます。）に取り組みます。

- (1) 建物の省エネルギー化
- (2) 再生可能エネルギーの導入
- (3) 未利用エネルギーの有効活用

2 公有施設を新築、増改築する者は、建物のエネルギー対策を導入するものとします。

3 公有施設を維持管理する者は、建物のエネルギー対策に努めるものとします。

(エネルギーの適切な使用)

第15条 区民や事業者は、日常生活や事業活動において、エネルギーを無駄なく適切に使用するものとします。

2 区民や事業者は、省エネルギー効率に最も優れた電気機器やガス機器など（以下「機器」といいます。）の使用に努めるものとします。

3 区は、区民や事業者が機器を買い替えるとき、省エネルギー効率に最も優れた機器の導入を支援します。

(相互支援の促進)

第16条 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策について支援することを促進します。

### 第3章 推進制度

(配慮行動の促進)

第17条 区は、区民や事業者の配慮行動を促進するための指針（以下「配慮行動指針」といいます。）を作成し、公表します。

2 規則で定める一定規模以上の事業者（以下「特定事業者」といいます。）は、配慮行動指針に基づいて、積極的に従業員への環境教育などに取り組み、区長に対して定期的に計画書や報告書を提出するものとします。

3 特定事業者以外の事業者と区民は、配慮行動指針に基づいて、配慮行動に取り組み、区長に対して計画書や報告書を提出することができます。

4 区長は、大幅に二酸化炭素を減らすなど、模範となる配慮行動を行った区民や事業者を表彰し、公表します。

(低炭素型社会の形成)

第18条 区は、低炭素型社会の形成に関する指針を作成し、公表します。

2 区は、区内全域で、次のエネルギー対策に取り組みます。

(1) 区長は、規則で定める一定規模以上の建物の新築や増改築を行う者に対し、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、建物のエネルギー対策を求めます。

(2) 建物のエネルギー対策を求められた者は、区長に計画書を提出し、建物のエネルギー対策の内容について協議を行うものとします。

3 区は、さまざまなまちづくりの取組みと連動して、次の温暖化対策に取り組みます。

(1) 区長は、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、地域の関係者と協議のうえ、より高い効果をあげるため集中的な温暖化対策を行う地域を温暖化対策促進地域として指定します。

(2) 区長は、温暖化対策促進地域の関係者と協議を行い、低炭素型社会をめざした取組みを進めます。

(経済的支援)

第19条 区は、区民や事業者が行う温暖化対策について、基金の活用などにより経済的支援を行います。

2 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策を支援できる仕組みを設けます。

3 区長は、温暖化対策推進のための資金の一部として、区民や事業者からの寄附のほか規則で定める一定の建築行為等を行う者に対して、適切な負担を求めることができるものとします。

(エネルギー事業者への協力依頼)

第20条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を把握するため、エネルギー事業者に区内の総エネルギー使用実績の提出を依頼します。

2 エネルギー事業者は、区長の依頼に応じて協力するものとします。

(推進体制)

第21条 区長は、温暖化対策に関するさまざまな取組みを計画的に推進するため、必要な体制を整備します。

2 区長は、温暖化対策の推進や取組みの評価などに関する意見を聴くため、有識者や区民などから構成される組織を設置します。

3 区長は、温暖化対策を適切に推進するため、区民や事業者と連携した組織を設け、温暖化対策に関する情報提供や技術支援を行います。

#### 第4章 その他

(その他必要な事項)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に規則で定めます。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行します。ただし、第17条から第19条までの規定と第21条の規定については、規則で定める日から施行します。

(条例の見直し)

2 この条例は、温暖化対策をめぐる技術の進歩や国内外の情勢の変化に合わせて、その都度見直すものとします。

資料編 2 千代田区地球温暖化対策推進懇談会の開催概要

2.1 委員名簿

分野	氏名	所属等	備考
学識経験者等	大森 正之	明治大学 政治経済学部 教授	会長
	渡邊 誠	法政大学 人間環境学部 教授	
	岸井 隆幸	日本大学 理工学部 教授	
	飛澤 宣成	株式会社 生活都市 代表取締役社長 有楽町駅周辺地区道路環境整備協議会 事務局長	
区民等	高柳 信三郎	前内神田旭町々会 会長	副会長
	栗原 七生	千代田区婦人団体協議会	
	大島 由子	公募区民	
	香取 章子	公募区民	
	松沢 友紀	公募区民	
教育関係	泉 恭子	千代田区青少年委員会 副会長	
	里見 和久	東京私立中学高等学校協会第一支部 東京家政学院女子中学校 高等学校 教諭（地学担当）	
	山田 茂利	千代田区立お茶の水小学校 校長	
事業者	瀬川 昌輝	千代田区商店街連合会 会長	
	清水 侃冶	東京商工会議所千代田支部 前副会長 （中央建設株式会社 取締役社長）	第2回まで
	金城 敦彦	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 事務局長	
環境関連団体	高野 孝子	NPO 法人エコプラス 代表理事	
	平沢 真実子	CES 推進協議会 （CES 環境リーダー）	
	窪田 憲子	ちよだ環境ボランティア 代表	

<オブザーバー>

行政 (国)	馬場 清	環境省地球環境局地球温暖化対策課 国民生活対策室室長補佐	職員派遣
行政 (区)	小澤 一郎	千代田区参与	
行政 (区)	保科 彰吾	千代田区環境安全部長	

## 2.2 開催経過

回数	開催日	主な議題
第1回	2014(平成26)年 6月12日	・ 現行地域推進計画の取組状況 ・ 現行地域推進計画の課題と方向性
第2回	2014(平成26)年 9月3日	・ めざす将来像の検討 ・ 施策の検討
第3回	2014(平成26)年 12月9日	・ 千代田区地球温暖化対策地域推進計画2015(素々案)の 検討 ・ 千代田区温暖化配慮行動計画書制度*における表彰事業所 の選定について

## 資料編 3 パブリックコメントの実施概要

実施期間	2015(平成27)年1月20日から2月2日まで
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報千代田1月20日号に見開き2ページの特集記事として掲載</li> <li>● 千代田区総合ホームページに計画(素案)本冊・概要版を掲載</li> <li>● 区政情報コーナー、各出張所、環境・温暖化対策課の窓口で計画(素案)本冊、概要版・意見用紙の配布</li> <li>● 区政モニターアンケート</li> </ul>
意見数	在住者：30名 在勤者：20名 在学者：1名 事業者・団体：1事業者、3団体 合計：51名、1事業者、3団体、141件

## 資料編 4 用語解説

### アルファベット・記号

---

- BCP（ビーシーピー） 【p.28】

事業所において、非常時に中核となる事業活動を中断させず、または中断しても可能な限り短時間で再開できる対策を講じること。事業への損害を最小限にとどめる計画である。

（ DCP（ディーシーピー）

地域継続計画を指し、まちとしての活動を継続するための計画のこと。  
地域の実情を踏まえた非常時の自助と共助と公助の連携が重要とされる。

- BEMS（ベムス） 【p.90】

ビルエネルギー管理システム（Building Energy Management System）の略。ビル全体のエネルギー管理を行うシステムであり、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器などの電力使用量の把握や制御を行うことができ、夏季の日中など、電力需要が逼迫する時間帯に電力の使用を抑制し、ピーク時の電力消費を抑えることも可能である。

- CES（シーイーエス） 【p.52】

千代田エコシステム（Chiyoda Eco System）の略。国際規格である ISO14001 をもとに千代田区が独自に構築した、環境配慮行動を促進するための仕組み。

「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策の推進を目的として 2006（平成 18）年に構築された。

区だけでなく、区民や事業者など多くの人々が参加して、「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を自ら作っていくことをめざしている。

- CES（シーイーエス）推進協議会 【p.34、p.71、p.82】

CES\*（千代田エコシステム）の運用と普及啓発を目的として活動する組織。千代田区に関わる人びとや組織が集まり、知恵を出し合い、協力する協働の場として 2008（平成 20）年 4 月に設立された。区民、大学、企業、行政などが参加している。

- J-クレジット制度 【p.29】

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub> などの温室効果ガス\*の排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。従来の国内クレジット制度\*とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。本制度により創出されたクレジットは、環境活動を進めるために企業などが自主的に策定する行動計画の目標達成やカーボン・オフセット\*などの用途に活用できる。

- kWh（キロワットアワー） 【p.8、p.54】

電力量の単位で、電力の単位である kW（キロワット）と、時間の単位である h（時間）を組み合わせた単位。つまり、1kWh とは、1 キロワットの仕事率（電力量）を 1 時間続けたときの消費電力量（または発電電力量）の事を指す。

- LED（エルイーディー） 【p.55、 p.90】  
Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略で、電気を流すと発光する半導体の一種。従来の白熱灯と比べ、寿命が長い、低消費電力である、小型化・薄型化が可能といった長所がある。
- HEMS（ヘムズ） 【p.90】  
住宅用エネルギー管理システム（Home and Energy Management System）の略。住宅内で使用される家電製品や、太陽光発電システム・燃料電池\*などのエネルギーを創出する創エネ機器、蓄電池\*や電気自動車などを利用してエネルギーを蓄積する蓄エネ機器などをネットワーク化し、住宅内のエネルギーの把握や、制御・管理するシステムのこと。
- IPCC（アイピーシーシー） 【p.1、 p.50】  
気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和 63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織である。議長、副議長、三つの作業部会及び温室効果ガス目録に関する特別作業班により構成され、その成果を評価報告書としてまとめて報告している。
- t-CO<sub>2</sub>（トン シーオーツー） 【p.8、 p.12、 p.22】  
CO<sub>2</sub>の重量を示す単位で、1t-CO<sub>2</sub> = 1,000kg-CO<sub>2</sub>である。

## あ行

---

- インセンティブ 【p.27】  
ある行動を行うことでメリットが得られるなど、外部からの刺激によって人の意欲を高め引き出すための誘因のこと。
- 運用改善 【p.5、 p.35、 p.66】  
設備やシステムの運転方法等を見直し、エネルギー消費などの無駄がない最適な運転方法にすること。
- エコドライブ 【p.22、 p.33、 p.57】  
二酸化炭素や、大気汚染の原因の一つである自動車の排出ガスを減らすため、環境に配慮して自動車を運転すること。具体的には、アイドリングストップや一定速度での走行を心掛け、急発進・急停止をしないこと等があげられる。
- エネルギー消費原単位 【p.11、 p.86】  
一単位あたりのエネルギー消費量を指標化したもの。エネルギー消費量を比較する場合等に使用される。家庭部門における「1世帯当たりのエネルギー消費量」や、業務部門でにおける「床面積当たりのエネルギー消費量」などをいう。

- エリアマネジメント 【p.31】  
一定のエリア内でエネルギーを効率的に使用するため、設備・装置を管理し、エネルギーの最適化を図ること。
- オール東京 62 市区町村共同事業 【p.11】  
温室効果ガスの削減やみどりの保全について、都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業として、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」がある。意思決定機関として、この事業を機動的で効率的に推進するため、それぞれの団体の代表により構成される「オール東京 62 市区町村共同事業推進会議」が設置されている。
- オフセット 【p.19、 p.24】  
「カーボン・オフセット (P.84)」の項目を参照。
- 温室効果ガス 【p.1、 p.6、 p.11、 p.29、 p.82】  
太陽光を吸収して加熱された地表面から放射される赤外線を吸収するガスで、地球温暖化の原因となる物質。二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) などが存在する。
- 温暖化配慮行動計画書制度 【p.33、 p.81】  
区内の各事業所で取り組んでいる、「環境活動」、「環境教育」、「地域貢献」などの温暖化配慮行動について、その実施状況や計画を毎年区へ報告する制度。区は、その取組みを公表するとともに、優良な取組みを表彰することにより、事業者の温暖化配慮行動の促進や優良な活動の波及をめざしている。区内の従業員 300 人以上の事業所を義務提出者（特定事業者）、従業員 300 人未満の事業所を任意提出者としている。

## か行

---

- カーボン・オフセット 【p.29、 p.82】  
日常生活や経済活動において避けることができない CO<sub>2</sub> 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても削減できない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
- 環境マネジメントシステム 【p.32】  
自治体や企業などの事業組織が、事業活動で生じる環境への影響を自主的・継続的に改善していくための仕組み。事業活動に対して Plan (計画) ⇒ Do (実行) ⇒ Check (点検) ⇒ Act (改善) を継続的に行うこと (PDCA サイクル) により、継続的に環境に与える負荷の低減を図ることを基本的な考え方とする。

- 環境モデル都市 【p.1、p.7、p.18、p.25】  
コンパクトシティ化や交通体系の整備、居住スタイルの変革、再生可能エネルギー\*の普及、森林の保全と活用などの取組みを都市内で統合的に実現することで、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を先導する役割を期待し、国によって選定された都市。2008(平成 20)年度に 13 都市が初の環境モデル都市として選定されたのに続き、2012(平成 24)年度に 7 都市が、2013(平成 25)年度に 3 都市が追加選定された。
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 【p.1】  
「IPCC (P.83)」の項目を参照。
- 気候変動枠組条約 【p.85】  
地球温暖化対策に世界全体で取り組むため、1992(平成 4)年に採択された条約。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。
- 京都議定書 【p.3、p.21】  
1997(平成 9)年に京都で開催された COP3(気候変動枠組条約\*第 3 回締約国会議)で採択、2005(平成 17)年発効した議定書。先進国ごとに温室効果ガスの削減目標を定めており、わが国は 2008(平成 20)～2012(平成 24)年(第一約束期間)における温室効果ガス排出量を 1990(平成 2)年比で 6%削減することを義務付けられていた。
- 空調ゾーニング 【p.69】  
空調機器の系統を範囲ごとに区分し、その区分ごとに空調方式を定めること。空調ゾーニングを細分化することで、ゾーンごとによりきめ細かな運用が可能となる。
- グリーンストック作戦 【p.22、p.33】  
千代田区内にある膨大な既存建物(ストック)の省エネルギー化(グリーン化)を促進するために、千代田区が取り組んでいる事業。中小事業者の省エネルギー診断\*受診や省エネルギー改修を促進するための【業務版】と、マンションのスマート化に向けにトータルコンサルティングを行う【マンション版】がある。
- グリーン物流システム 【p.33】  
トラック等による区外から区内への物流を効率化することにより、区内へのトラック等の流入を抑制し、交通環境の改善や地球温暖化対策、物流事業の経済性向上等に寄与するシステムである。効率化の方法としては、区外に設けられた共同荷捌所に区内へ運搬する貨物を集め、まとめて区内のエリアに配送する。
- クレジット 【p.9】  
CO<sub>2</sub> 排出権のこと。海外の発展途上国や国内の中小企業の CO<sub>2</sub> 削減を支援することで得たクレジットで、自国または自社の CO<sub>2</sub> 排出量を相殺することができる。わが国では、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国がクレジットとして認証する「J-クレジット制度」が存在する。

- **現状すう勢** 【p.15、 p.22】  
追加的な地球温暖化対策が何も行われないと仮定した場合のこと。すなわち、温室効果ガスの排出係数\*やエネルギー消費原単位\*が今後も現状と同じレベルのまま推移したと仮定したときの温室効果ガス排出量等の予測値を意味する。
- **コージェネレーションシステム** 【p.31】  
ガス等を燃料として、電力と熱を生産し供給するシステムの総称である（略名：CGS）。「Co（ともに）」と「Generation（発生する）」の合成語。
- **国内クレジット制度** 【p.29、 p.82】  
大規模事業所等による技術・資金等の提供を通じて、中小規模事業所等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度。2008（平成 20）年 10 月に政府全体の取組みとして開始された。2014（平成 26）年度以降は、国内にける自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量を市場において流通させる「オフセット・クレジット（J-VÉR）制度」と統合し、新たに「J-クレジット制度」へと移行している。

---

## さ行

- **再生可能エネルギー** 【p.2、 p.24、 p.85】  
石油、石炭、天然ガス等の化石燃料を利用せず、エネルギー源として永続的に利用可能と認められる自然エネルギーをいう。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」においては、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。資源を枯渇させず半永久的に利用可能であることに加え、大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ないなどの利点があるが、一方で、エネルギー密度の低さ、コストの高さなどが課題として挙げられる。
- **省エネルギー診断** 【p.34、 p.85】  
工場や業務ビル等のエネルギー管理体制作りや、エネルギー費用削減管理に役立つ計測とデータの活用方法、設備上の問題点を見だし、経済性を考慮した改善策等を専門家が提案するしくみ。
- **水素エネルギー** 【p.24】  
水素をエネルギーと捉え、活用すること。利用段階で CO<sub>2</sub> を排出しない究極のクリーンエネルギーとして注目されている。燃料電池車の燃料として活用されており、今後も幅広い分野への適用が期待されている。

- **スマート化** 【p.41】  
スマート (smart) には、主に「賢い」「洗練された」などの意味があるが、コンピュータによる制御・処理能力を搭載した、といった意味もある。一般的にエネルギーを賢く最適に利用することをさす。
- **スマートコミュニティ** 【p.25】  
エネルギーを賢く「つくる」「送る (蓄える)」「使う」ことに加えて、住民等とともに、それらの取組みを通じて新たな「地域活力につなげる」ことをめざした地域社会のこと。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを最大限活用しながら、エネルギーの消費を最小限に抑えていくことで、持続可能な経済社会の発展が期待できる。
- **生物多様性** 【p.7、p.25】  
地球上に存在するあらゆる生きものは、長い年月をかけて相互に関係しながら、それぞれの役割をもって生きており、このような様々な生きものの存在と、そのつながりのこと。人間の暮らしは、生物多様性が保たれていることから生じる自然の恵みに支えられているが、現在、地球規模でその対策が急務となっている。

## た行

---

- **タスク・アンビエント** 【p.70】  
「アンビエント (周辺環境)」照明として、控えめの照度で室内全体を照らし、「タスク (作業)」照明として局部的に作業面を明るくする照明方式のこと。照明の省エネルギーを図ることができる上、天井照明が放散する熱負荷も低減できるため、冷房効率の向上も期待できる。
- **地域熱供給** 【p. 5】  
ある地域または複数の建築物に、熱供給設備 (地域冷暖房プラント) から温水・蒸気・冷水などの熱媒を配管を通じて供給し、給湯・暖房・冷房・融雪などを行うシステム。そのうち、建築物の空調用に行われるものは地域冷暖房\*とも呼ばれる。
- **地域冷暖房** 【p.22、p.41、p.87】  
「地域冷暖房」システムは、駅やビル、商業施設、マンションなど地域内の建物に対し、まとめて冷暖房などの空調を行うシステムのことをいう。従来、住まいやオフィスごとに個別に行ってきた冷暖房・給湯を地域ぐるみで行うことで、より効率よく、快適な生活環境づくりが実現するものである。
- **地球温暖化** 【p.1、p.6、p.15、p.17、p.19、p.23、p.53、p.71】  
地球の地表から放射される熱を吸収する温室効果ガス (CO<sub>2</sub>、メタン、フロン類など) が大量に排出されるようになり、その結果、温室効果ガスによる熱の吸収が増えて気温が上昇すること。

- 地球温暖化対策の推進に関する法律 【p.7】  
1998（平成 10）年 10 月に公布された法律。地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。
- 蓄電池 【p.43、 p.83】  
充電することによって電気が蓄えられて電池として使うことができ、放電した後も充電することによって再度使うことができる電池のこと。エネルギー分野で利用可能な蓄電池は、主に NaS（ナトリウム硫黄）電池、リチウムイオン電池、鉛電池、ニッケル水素電池の 4 種類である。それぞれの蓄電池は、その特色を活かしながら、開発・利用されている。
- 千代田区建築物環境計画書制度 【p.27】  
中小規模の建築物の新築などに際し、温暖化対策をはじめ、環境に配慮した建築物の普及、促進を図ることを目的に 2010（平成 22）年 10 月 1 日から実施している制度。本制度は、建築主が「建築物環境計画書」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策やヒートアイランド対策等の環境に配慮した自主的な取組みを促進し、低炭素型社会\*づくりを推進するものである。
- 千代田区新エネルギービジョン 【p.7】  
千代田区における新エネルギー（再生可能エネルギー等）の導入を検討した報告書（2006（平成 18）年 5 月策定）。
- 千代田区ヒートアイランド対策計画 【p.7】  
千代田区におけるヒートアイランド現象\*を緩和するための計画（2006（平成 18）年 5 月策定）。
- 低炭素型社会 【p.2、 p.7、 p.18、 p.22、 p.28、 p.53、 p.88】  
化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーや未利用エネルギー\*の導入、エネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま CO<sub>2</sub> 排出量の削減を実現した社会のこと。
- デマンド制御 【p.70】  
専用の機器（システム）を導入して電力の使用者のエネルギー使用状況を監視し、設定された値を超えないよう、警告や自動制御を行うこと。デマンドコントロールとも呼ばれる。

- 燃料電池 【p.39、 p.70、 p.83】

水素と酸素を化学反応させて電気を発生させ、発電する装置のこと。エネルギー利用効率が高く、反応によって生成するのは水だけなので現在の化石燃料に取って代わるクリーンなエネルギーとして注目されている。

- バイオマスエネルギー 【p.24】

再生可能エネルギーの一つで、動植物などから生まれた生物資源（バイオマス）からなるエネルギーのこと。直接燃料として利用したり、燃焼やガス化して発電するバイオマス発電などの利用方法がある。

- 排出係数 【p.4、 p.8、 p.11、 p.22、 p.86】

一単位あたりのエネルギーを消費することにより、排出される温室効果ガスの量。エネルギー消費量に排出係数を乗じることで、温室効果ガスの排出量が算定できる。

- ヒートアイランド現象 【p.25、 p.44、 p.88】

都市部において郊外部よりも気温が高くなる現象のこと。等温線が島のような形になるためこう呼ばれる。エアコンなどに起因する人口排熱、太陽熱のアスファルトへの蓄積・放射、蒸発散による熱の低減効果が期待される自然被覆面の減少、建物などによる都市郊外への熱移動の阻害などが原因とされる。

- フリークーリング 【p.69】

夏期は冷凍機用冷却水の放熱に利用している冷却塔を用いて、冬期に空調や生産装置に使われる冷却水を製造すること。冷凍機を稼働せずに冷却できるので、省エネルギー効果が期待できる。

- 分散型エネルギー 【p.18、 p.25】

再生可能エネルギーなどの小規模な発電所や熱源から供給されるエネルギーのこと。エネルギーの供給源を分散して配置させることにより、災害時にすべてのエネルギー供給が停止するリスクを低減させることができる。

- (エネルギーの) ポテンシャル 【p.28】

地域内で潜在的に利用が可能と考えられる、再生可能エネルギーや未利用エネルギーなどの量のこと。

## ま行

---

- 見える化 【p.34】

可視化すること。エネルギーの分野においては、主に専用の機器（HEMS\*、BEMS\*等）を設置することで、消費電力や利用料金等を家庭や事業所内で確認できるようにすることを指す。

- 未利用エネルギー 【p.5、 p.19、 p.24、 p.88】

今まで利用されていなかったエネルギーの総称。千代田区における未利用エネルギーの種類として、下水熱、ビル排熱、地中熱、中水熱、地下鉄（施設）熱、河川水熱等がある。

- 面的エネルギー利用 【p.22、 p.31】

隣接した建物同士や街区単位、地域単位などでエネルギーを効率的に利用すること。「(エネルギーの) 融通」の項目も参照。

## や行

---

- 有機 EL 照明 【p.70】

りん光発光素子などの有機物に電圧をかけることで、有機物自体が発光する現象を利用した照明器具のこと。LED\*照明と同じく従来の照明の発光効率を超えるとされ、省エネルギー機器として期待されている。

- (エネルギーの) 融通 【p.25】

複数の建物間や、一定のエリア内で電線や配管を接続して電力や熱のエネルギーの融通を行うこと。エネルギー消費の平準化による効率的な運用や、機器の共有化により、エネルギーの使用を低減することができる。「面的エネルギー利用」の項目も参照。

## ら行

---

- 冷暖房ミキシングロス 【p.67】

同一室の空調機器において、ペリメータ系統（建物の外周付近）が暖房運転で、インテリア系統（建物の内部）が冷房運転を行っている場合、ペリメータの温風とインテリアの冷風の間で混合が起こり、暖房負荷・冷房負荷共に増加する現象のこと。発生状況を把握し、設定温度や運転方法などを見直すことによってその防止を図ることができる。